

議案第 1 2 号

大口町介護保険条例の一部改正について

大口町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 3 月 4 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町高齢者ほほえみ計画の策定及び低所得者の保険料軽減の実施にあたり、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町介護保険条例の一部を改正する条例

大口町介護保険条例（平成12年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「2万4,795円」を「2万6,166円」に改め、同項第2号中「3万5,815円」を「3万7,380円」に改め、同項第3号中「3万8,570円」を「4万2,987円」に改め、同項第4号中「4万4,080円」を「4万9,840円」に改め、同項第5号中「5万5,100円」を「6万2,300円」に改め、同項第6号中「6万6,120円」を「7万4,760円」に改め、同号イ中「125万円」を「120万円」に改め、同項第7号中「6万8,875円」を「7万7,875円」に改め、同項第8号中「8万2,650円」を「9万3,450円」に改め、同項第9号中「8万8,160円」を「10万5,910円」に、同号イ中「400万円」を「420万円」に改め、同項第10号中「9万6,425円」を「11万8,370円」に改め、同号イ中「600万円」を「620万円」に改め、同項第11号中「9万9,180円」を「12万4,600円」に改め、同号イ中「800万円」を「820万円」に改め、同項第12号中「10万4,690円」を「13万830円」に改め、同項第13号中「11万200円」を「13万7,060円」に改め、同項第14号中「11万5,710円」を「14万3,290円」に改め、同項第15号中「12万1,220円」を「14万9,520円」に改め、同条第3項中「減額賦課に係る」の次に「令和6年度から令和8年度までの各年度における」を加え、「1万3,700円」を「1万5,500円」に改め、同条第4項中「減額賦課に係る」の次に「令和6年度から令和8年度までの各年度における」を加え、「2万2,000円」を「2万4,900円」に改め、同条第5項中「減額賦課に係る」の次に「令和6年度から令和8年度までの各年度における」を加え、「3万5,800円」を「4万2,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大口町介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

大口町介護保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(保険料率)	(保険料率)
第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u>	第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u>
(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万6,166円</u>	(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万4,795円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>3万7,380円</u>	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>3万5,815円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万2,987円</u>	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>3万8,570円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>4万9,840円</u>	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>4万4,080円</u>
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>6万2,300円</u>	(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>5万5,100円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>7万4,760円</u>	(6) 次のいずれかに該当する者 <u>6万6,120円</u>
イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）が <u>120万円未満</u> であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）が <u>125万円未満</u> であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
ロ 略	ロ 略
(7) 次のいずれかに該当する者 <u>7万7,8</u>	(7) 次のいずれかに該当する者 <u>6万8,8</u>

新	旧
<p><u>75円</u> イ・ロ 略</p>	<p><u>75円</u> イ・ロ 略</p>
<p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>9万3,450円</u></p>	<p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>8万2,650円</u></p>
<p>イ・ロ 略</p>	<p>イ・ロ 略</p>
<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>10万5,910円</u></p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>8万8,160円</u></p>
<p>イ 合計所得金額が<u>420万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>イ 合計所得金額が<u>400万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>
<p>ロ 略</p>	<p>ロ 略</p>
<p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>11万8,370円</u></p>	<p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>9万6,425円</u></p>
<p>イ 合計所得金額が<u>620万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>イ 合計所得金額が<u>600万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>
<p>ロ 略</p>	<p>ロ 略</p>
<p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>12万4,600円</u></p>	<p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>9万9,180円</u></p>
<p>イ 合計所得金額が<u>820万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれかにも該当しないもの</p>	<p>イ 合計所得金額が<u>800万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれかにも該当しないもの</p>
<p>ロ 略</p>	<p>ロ 略</p>
<p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>13万830円</u></p>	<p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>10万4,690円</u></p>
<p>イ・ロ 略</p>	<p>イ・ロ 略</p>
<p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>13万7,060円</u></p>	<p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>11万200円</u></p>
<p>イ・ロ 略</p>	<p>イ・ロ 略</p>
<p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>14万3,290円</u></p>	<p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>11万5,710円</u></p>
<p>イ・ロ 略</p>	<p>イ・ロ 略</p>
<p>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>14万9,520円</u></p>	<p>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>12万1,220円</u></p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

新	旧
<p>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における</u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>1万5,500円</u>とする。</p>	<p>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>1万3,700円</u>とする。</p>
<p>4 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における</u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万4,900円</u>とする。</p>	<p>4 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万2,000円</u>とする。</p>
<p>5 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における</u>保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>4万2,600円</u>とする。</p>	<p>5 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>3万5,800円</u>とする。</p>

## 改 正 要 旨

### 1 改正の要旨

介護保険条例について、次に記す事項により改正を行います。

- (1) 大口町第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（以下「大口町高齢者ほほえみ計画」という。）の策定に伴う介護保険料額の改定
- (2) 令和5年度に引き続き低所得者の第1号被保険者保険料軽減の実施による改正

### 2 改正の概要

- (1) 大口町高齢者ほほえみ計画の策定に伴う改正（第4条関係）

大口町高齢者ほほえみ計画は3年に1度見直しを行います。同計画では、計画期間中の介護保険料を決定しており、令和6年度は第9期計画（令和6年度から令和8年度まで）の初年度に当たるため、介護保険条例に規定している介護保険料について改正を行います。

介護保険料 基準額を62,300円（月額5,200円）とします。

（第8期計画 基準額55,100円（月額4,596円））

- (2) 低所得者の保険料軽減（第4条第3項、第4項、第5項）

令和6年度も昨年度に引き続き低所得者の保険料軽減を行います。

軽減の対象は保険料段階第1段階から第3段階までです。

- ・第1段階の方の保険料を26,100円から15,500円に軽減します。
- ・第2段階の方の保険料を37,300円から24,900円に軽減します。
- ・第3段階の方の保険料を42,900円から42,600円に軽減します。

《別紙資料》参照

### 3 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

介護保険条例改正に伴う介護保険料の変更内容

改正前

段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	非課税世帯 家族全員が 非課税の場合	○生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 ○課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円以下の方	0.45 (0.25) 24,795円 (13,700円)
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円超120万円以下の方	0.65 (0.40) 35,815円 (22,000円)
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円を超える方	0.70 (0.65) 38,570円 (35,800円)
第4段階	本人非課税 家族が課税 されている 場合	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の方	0.80 44,080円
第5段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円を超える方	1.00 (基準額) 55,100円
第6段階	本人課税 本人が課税 されている 場合	合計所得金額が125万円未満の方	1.20 66,120円
第7段階		合計所得金額が125万円以上 210万円未満の方	1.25 68,875円
第8段階		合計所得金額が210万円以上 320万円未満の方	1.50 82,650円
第9段階		合計所得金額が320万円以上 400万円未満の方	1.60 88,160円
第10段階		合計所得金額が400万円以上 600万円未満の方	1.75 96,425円
第11段階		合計所得金額が600万円以上 800万円未満の方	1.80 99,180円
第12段階		合計所得金額が800万円以上 1,000万円未満の方	1.90 104,690円
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上 1,500万円未満の方	2.00 110,200円
第14段階		合計所得金額が1,500万円以上 2,000万円未満の方	2.10 115,710円
第15段階		合計所得金額が2,000万円以上の方	2.20 121,220円



改正後

段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	非課税世帯 家族全員が 非課税の場合	○生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 ○課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円以下の方	0.42 (0.25) 26,166円 (15,500円)
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円超120万円以下の方	0.60 (0.40) 37,380円 (24,900円)
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円を超える方	0.69 (0.685) 42,987円 (42,600円)
第4段階	本人非課税 家族が課税 されている 場合	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の方	0.80 49,840円
第5段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円を超える方	1.00 (基準額) 62,300円
第6段階	本人課税 本人が課税 されている 場合	合計所得金額が120万円未満の方	1.20 74,760円
第7段階		合計所得金額が120万円以上 210万円未満の方	1.25 77,875円
第8段階		合計所得金額が210万円以上 320万円未満の方	1.50 93,450円
第9段階		合計所得金額が320万円以上 420万円未満の方	1.70 105,910円
第10段階		合計所得金額が420万円以上 620万円未満の方	1.90 118,370円
第11段階		合計所得金額が620万円以上 820万円未満の方	2.00 124,600円
第12段階		合計所得金額が820万円以上 1,000万円未満の方	2.10 130,830円
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上 1,500万円未満の方	2.20 137,060円
第14段階		合計所得金額が1,500万円以上 2,000万円未満の方	2.30 143,290円
第15段階		合計所得金額が2,000万円以上の方	2.40 149,520円